改正派遣法に基づくマージン率の公開について

Wintec　Japan 株式会社
許可番号　派 28－302060

2012 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

上記に基づき以下の通り当社における情報提供項目の公開を致します。

（1）2026 年 6 月 1 日付け　派遣労働者の総数：2 名
（2）2025 年度　派遣先の数：3 事業所
（3）2025 年度　派遣料金の平均額（8 時間平均）：30,000 円
（4）2025 年度　派遣労働者の賃金の平均（8 時間平均）：17,000 円
（5）2025 年度　マージン率：43.33%
※マージン率とは、労働者派遣に関する料金の額の平均額(3)から派遣労働者の賃金の額の平均額(4)を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額(3)で除して得た割合（小数点第 2 位を四捨五入）
※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費等が含まれています。
（6）労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無：有
労使協定の範囲：全ての派遣労働者
労使協定の有効期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
（7）派遣労働者のキャリア形成支援制度
教育訓練：新規採用者訓練、ビジネスコミュニケーションスキル研修、フォロワーシップ研修、
情報システムの基礎、リーダーシップ研修　等
（8）キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先
Wintec　Japan 株式会社　医療システム部　電話：078-855-7230
（9）その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
福利厚生：年次有給休暇・夏期休暇・リフレッシュ休暇・定期健康診断